## 徳島県告示第四百三十一号

公示する。十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により、監住町長から、次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法(昭和二

令和二年六月十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

撮影業務) 公共測量(デジタル航空写真	測
	量
	Ø
	種
	類
藍	測
藍 住 町	量
全域	を
	す
	る
	地
	域
令和三年三月三	測
三二年年	量
主七	
	を
年三月三十一日	す
日から日から	る
	期
	間